

平成28年4月28日

各 位

会社名 株式会社 S T U D I O U S
代表者名 代表取締役 C E O 谷 正 人
(コード番号：3415 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 C F O 管理部長 中 水 英 紀
(TEL. 03-6712-6842)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、平成28年5月27日開催予定の株主総会で定款の一部が承認されることを条件として、以下のとおり、商号を変更することなどを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

「STUDIOUS」という業態だけにとらわれず、「UNITED TOKYO」業態も含めて展開していくため、企業名を「TOKYO BASE」と改めるものであります。

(2) 新商号 (英文表記)

株式会社 TOKYO BASE (英文：TOKYO BASE Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

平成28年6月1日

2. 定款の一部変更の内容・理由

商号の変更の内容・理由も含めて定款の変更内容・理由については別紙に記載しておりますのでご覧ください。

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 | 提案の理由 |
|---|---|---|
| <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>STUDIOUS</u>と称し、英文では<u>STUDIOUS Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(新設)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の企画、デザイン、製造、販売並びに輸出入業</p> <p>(2) イベントの企画及び立案に関する業務</p> <p>(3) 貸衣裳業</p> <p>(4) レストラン、飲食店の経営</p> <p>(5) 有価証券の売買並びに保有及び運用業務</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条～第20条 (条文省略)</p> | <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>TOKYO BASE</u>と称し、英文では<u>TOKYO BASE Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 第1条(商号)の変更は、平成28年6月1日より実施する。なお、本附則は、第1条の効力発生日経過後削除されるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 古物営業法による古物商</p> <p>(7) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条～第20条 (現行どおり)</p> | <p>「STUDIOUS」という業態だけにとらわれず、「UNITED TOKYO」業態含め展開していくため、企業名を「TOKYO BASE」と改めるものであります。</p> <p>今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。</p> |

| 現行定款 | 変更案 | 提案の理由 |
|--|--|---|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条～第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第39条 (条文省略)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(附 則)</p> <p>第2条 第21条の規定にかかわらず、平成27年5月27日開催の第7回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成29年開催の定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</p> <p>第22条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第39条 (現行どおり)</p> | <p>取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)につき所要の変更を行うとともに、平成27年5月27日開催の第7回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。</p> <p>「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項の一部を変更するものであります。なお、本条本項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。</p> |

| 現行定款 | 変更案 | 提案の理由 |
|---|---|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第41条～第49条 (条文省略)</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第41条～第49条 (現行どおり)</p> | <p>「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第40条第2項の一部を変更するものであります。</p> |

以 上